平成２４年度法調事務打合せ会報告書

日　時　平成２５年１月２９日（火）午後１時３０分より午後３時
場　所　津合同庁舎３階　会議室

出席者	津法務局不動産登記部門	首席登記官	野　口　恭　司
		統括登記官	高　橋　英　雄
		総括表示登記専門官	堀　部　章比己
		表示登記専門官	菅　沼　章　夫
		登記相談官	溝　口　和　孝
	三重県土地家屋調査士会	副会長	島　　庄　平
		副会長	永　井　哲　也
		副会長	川　井　一　浩
		総務財務部長	中　野　久　生
		広報厚生部長	上　杉　和　子
		研修部長	吉　川　清　丈
		企画社会事業部長	古　尾　圭　一
		企画部門長	松　場　豊　和

＜あいさつ＞
野口首席登記官
・職員の削減が行われている。乙号委託の影響もあり、２２０人から１５２人に削減されたが、登記事務の適性・迅速処理に職員一丸となって取り組んでいる。
・登記申請は微増している。
・権利は２４時間以内処理、表示は効率的処理を目指している。
・今年度から３ヵ年計画で登記情報と地図情報の調整作業を行っている。
・松阪支局と本局において和紙図の電子化作業を行っている。
・熊野支局において閉鎖登記簿の電子化作業を行っている。
・来年度も法１４条地図整備作業が津と松阪で行われますので、是非ともご協力をお願いしたい。
・調査報告書の記載内容の充実と現場写真・重ね図等の積極的な資料提供について協力をお願いしたい。
・オンライン申請の利用促進をお願いしたい。（H24 年申請率：38.2%、全国 25 位）
・土地家屋調査士からの登記相談については、出来る限り事前予約をお願いしたい。
・登記識別情報通知のシールが剥れないというケースについては改善を検討中。
・２月１日（金）より管内の全ての登記所で管轄内の地図等の証明書が取得できます。

＜要望事項＞

（法務局から要望）

法務局

・オンライン申請の地目変更登記等で、１物件枠で２物件以上入力されている場合があるので、表示物件追加を行って入力をお願いします。

・調査報告書について、記載内容の充実をお願いします。
分筆・地積更正では、筆界を確認した根拠等の記載。
地目変更では、具体的な理由を記載。

調査士会

・申請書様式の記載方法に合わせたシステム改善を要望します。

法務局

・使い勝手向上を民事局第二課と日調連との協議会にて協議中である。

調査士会

・調査報告書の記載内容を充実することによって、実調省略といったメリットは？

法務局

・基本は実調ありきとなっているのでご理解頂きたい。

(調査士会から要望)

１．家屋番号について

・家屋番号が敷地地番と相違している件につき、以前の打合わせ会(Ｈ２０年度)で「コンピューター化の際にある程度手直しをした局もあるが、現段階での職権による処理については直ぐには困難である。」との回答があったが、その後この件について手直しの状況・計画はどうなっているのか報告いただきたい。

法務局

・土地については登記情報と地図情報の調整作業を行っているが、家屋番号については、事業として行っていない。登記情報提供サービスでは、地番からの建物検索指定が出来るので活用をお願いしたい。

２．完了予定日について

・現在、実地調査が必要でない場合の予定日を公表していただいているが、原則実地調査の方向になっているので実地調査を踏まえた予定日の公表を検討していただきたい。（完了予定日を過ぎても実地調査未了の事件が多くあった。）

法務局

・実調に行く方面を纏めて実施しているので、難しい。

・実調を踏まえた予定日にすると、より多く日を設定しなければならなくなる恐れがある。

調査士会

・完了日を明確にすることは、国民サービスであると認識して改善をお願いしたい。
・法務局のホームページをみている依頼者は、完了予定日ではなく完了日として捉えている依頼者もいる。
・実調ありの場合となしの場合での区別を検討していただきたい。

３．公図写の印刷サイズについて

・建物図面・地積測量図等の図面類はＡ３ サイズで印刷されても，使用に差し障りがありませんが、公図については、枠等もあり実質Ａ４サイズほどしか出力されません。特に広大な土地の地図では数枚に分割され貼り合わせる作業が余計にかかるので、一枚（Ａ２、Ａ１、Ａ０等）に印刷できるよう検討していただきたい。
また、地籍調査や１４条地図作成などの公共事業の場合は、データでの提供をお願いしたい。

法務局

・Ａ３サイズを変更することは出来ないが、登記所窓口では、縮尺が表示された公図にかぎり、縮尺変更して印刷することは出来るので登記所職員へ申出をしてください。縮尺率は固定（例　1/600 から 1/1200）。縮尺表示のない公図については、登記官と相談してください。
・地籍調査や１４条地図作成には、市町の要請があればデータでの提供を行っています。

４．地図について

・現在備え付けられている１４条１項地図の中には平板測量で行われたものや、日本測地系を世界測地系に変換したものなど、復元能力に問題がある低精度の地図も含まれているが、精度が低いものについては、１４条４項の準ずる図面に格下げをしていただきたい。
・また、コンピューター化の際の入力の誤りが多すぎるので、地図写し交付の際、職員にてマイラーとの相違について確認していただきたい。

法務局

・より精度の高い地図が備え付けられるなど特殊な場合を除き、原則格下げはできない。
・地図作成を行った実施機関からの修正手続きが必要である。
・地図写し交付の際にマイラーとの相違について確認は出来ないが、今年度からの三カ年計画で登記情報と地図情報の不一致を修正する作業を行っている。

５．地積測量図の情報について

・図面写しについてスキャンデータを指定用紙に印刷される為，記載情報がつぶれて判読不明の状態で交付されているものもあります。スキャナーの精度をあげるか、書面提出図面について、文字や境界標表記の大きさを指定するなどの検討をお願いしたい。

法務局

・判読不明については、原図を再スキャンし再発行しますので、窓口にて申出をお願いします。

＜協議事項＞

１．表示登記研究会の設置及び開催について

・以前は設置と開催がなされていた表示登記研究会について、調査士会もＡＤＲセンターの設立を控え今後筆界特定制度との連携も重要なため、来年度は是非設置を検討していただきたい。

法務局

・職員削減も行われており、研究会の開催は困難。

・筆界特定制度とＡＤＲセンターとの連絡協議会を設置して定期的な会合を行いたい。

以上